

各都道府県選挙管理委員会委員長 殿

総務省自治行政局選挙部長  
( 公 印 省 略 )

選挙の管理執行における新型コロナウイルス感染症への対応について（第6報）

今般、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県を対象区域として新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項に規定する緊急事態宣言がなされたことに伴い、下記のとおりお知らせします。

貴団体において選挙を管理執行するに当たっては、これまでの通知や下記事項にご留意の上、引き続き適切な対応を図られますようお願いいたします。

なお、貴都道府県内の市区町村選挙管理委員会に対しても、周知していただきますようお願いいたします。

本件通知は、地方自治法第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

- 1 緊急事態宣言がなされた場合においても、現行法において、選挙は公職選挙法第33条等の規定に基づき執行するものであること。
- 2 対象区域において選挙を執行する場合においては、保健福祉関係部局及び危機管理関係部局と特に緊密な連携をとり、これまで「選挙の管理執行における新型コロナウイルス感染症への対応について」（令和2年2月26日付総行管第76号）等で通知した選挙の管理執行における新型コロナウイルス感染症への対応に係る留意事項を十分に踏まえ、選挙人の投票機会及び投票における安全・安心の確保に配慮した管理執行に努めること。
- 3 新型コロナウイルス感染症の今後の動向に応じ、更に通知を行う可能性があることから、各選挙管理委員会においては留意すること。

選挙部管理課管理第二係

電 話：03-5253-5573

F A X：03-5253-5575

メール senkyo.kanri@soumu.go.jp

令和2年4月7日(火) 参議院議院運営委員会  
安倍総理大臣答弁(抜粋)

選挙はですね、住民の代表を決める民主主義の根幹をなすものでありまして、任期が到来すれば、決められたルールの下で次の代表を選ぶというのが民主主義の大原則であって、不要不急の外出には当たらないと考えています。

これまで、選挙期日及び任期を延長する特例法が制定されたのは、「阪神・淡路大震災」及び「東日本大震災」の2例のみであります。

これは、有権者の把握や施設確保などの観点から、選挙の管理執行が物理的に困難であったことによるものでありまして、被災地の選挙管理委員会からの要請を受けて、特例法を制定したものと認識をしています。

政府としては、選挙を実施する場合には、投票所における感染防止対策の徹底や、期日前投票の積極的な利用により、投票所に人が集中することを避ける取組を要請しているところであります。

引き続き、新型コロナウイルス感染症の動向に注意をしつつ、各地で執行される選挙が滞りなく執行できるように努めてまいりたいと思います。